

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年7月11日(2013.7.11)

【公表番号】特表2013-518260(P2013-518260A)

【公表日】平成25年5月20日(2013.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2013-025

【出願番号】特願2012-550275(P2012-550275)

【国際特許分類】

G 0 1 S 19/37 (2010.01)

G 0 1 S 19/30 (2010.01)

H 0 4 B 1/7073 (2011.01)

【F I】

G 0 1 S 19/37

G 0 1 S 19/30

H 0 4 J 13/00 4 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月24日(2013.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 8】

全ての規準が満たされる場合、データ集合AおよびBを成功一致と呼ぶことができ、それ以外の場合、これらを失敗一致と呼ぶことができる。

概略サーチ・ユーティリティ

概略サーチ・ユーティリティは、重複ゾーンの中にナビゲーション・データ・ビット遷移を有する、2つの所定長の重複データ集合を得るために使用することができる。以下の論述では、相関ピークをナビゲーション・データ・ビット遷移の位置を導くための指標として示すが、相関ピーク、符号位相、取り込みマージン、またはキャリア対ノイズ比を含む他の指標に基づいて、異なる機能も実装できることは言うまでもない。